

介護予防通所リハビリテーション 料金表

令和4年(2022年)10月1日 改定

1. 基本サービス費 ※居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です

単位(円)

	負担割合	1割	2割	3割
要支援1 週に1回程度	利用開始月から12月未満の利用	2,189/月	4,377/月	6,566/月
	利用開始月から12月を超えた利用 ※-20単位/月	2,168/月	4,335/月	6,502/月
要支援2 週に2回程度	利用開始月から12月未満の利用	4,263/月	8,526/月	12,789/月
	利用開始月から12月を超えた利用 ※-40単位/月	4,221/月	8,441/月	12,661/月

2. 加算料金 該当される場合のみの算定となります ※居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です

負担割合	1割	2割	3割	
運動器機能向上加算	240/月	480/月	720/月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始後、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が1月以内に居宅を訪問し生活状況の確認します。 ・理学療法士等を1名以上配置していること。 ・リハビリ(運動機能向上)計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供します。 ・運動器機能向上を定期的に評価します。
栄養アセスメント加算 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併用算定できない	54/月	107/月	160/月	管理栄養士を1名以上配置すること 管理栄養士、他の職種で共同して栄養アセスメントを実施し利用者又は家族に対し結果を説明し相談等に対応します。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出します。
栄養改善加算 *原則3月以内 月2回を限度	214/月	427/月	640/月	管理栄養士を1名以上配置すること 利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画書を作成します。 低栄養状態またはおそれのある方に対し栄養改善の相談、栄養管理を実施します。 必要に応じて居宅を訪問します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算 栄養改善加算又は口腔機能向上加算との併用算定できない	22/回	43/回	64/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6か月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ※6月に1回を限度 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定	6/回	11/回	16/回	栄養改善加算 口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に文書で共有した場合(6か月に1回を限度)
生活行為向上 リハビリテーション実施加算 ※開始から6月以内	599/月	1,198/月	1,797/月	開始から6月以内 廃用症候群や急性増悪等により生活機能が低下した利用者に対し日常生活や社会参加などの生活行為の向上へむけ居宅などの生活場面における具体的な計画を立てリハビリを実施します。提供終了1月以内にリハビリ会議を開催します。1月に1回居宅を訪問し生活行為に関する評価をします。
口腔機能向上加算(Ⅰ) (Ⅰ)(Ⅱ)の併用不可	160/月	320/月	480/月	口腔機能低下またはおそれのある方に口腔機能改善管理計画を作成し口腔指導、嚥下訓練を実施 計画の進捗状況を定期的に評価します。
口腔機能向上加算(Ⅱ) (Ⅰ)(Ⅱ)の併用不可	171/月	341/月	512/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて口腔機能改善管理計画等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用していること *原則3月以内 月2回を限度
選択的サービス 複数実施加算 運動器機能向上加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算	2種類(Ⅰ)	512/月	1,024/月	1,535/月
	3種類(Ⅱ)	747/月	1,493/月	2,239/月

若年性認知症利用者受入加算	256/月	512/月	768/月	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	94/月	188/月	282/月	①か②のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上の場合 ②勤続年10年以上の介護福祉士25%以上
	要支援2	188/月	376/月	563/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	77/月	154/月	231/月	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合
	要支援2	154/月	307/月	461/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	26/月	51/月	77/月	①か②のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が40%以上の場合 ②勤続年7年以上の介護福祉士30%以上
	要支援2	52/月	103/月	154/月	
科学的介護推進体制加算	43/月	86/月	128/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出していること。必要に応じて、通所リハビリ計画を見直す。その他の通所リハビリを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	
事業所評価加算	128/月	256/月	384/月	選択的サービスを行った事業所の利用者が一定以上の維持・改善した場合に、事業所が質の高い事業所として評価	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に4.7%を乗じた単位数の一部負担額分				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に2.0%を乗じた単位数の一部負担額分				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に1.7%を乗じた単位数の一部負担額分				
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.0%を乗じた単位数の一部負担額分				
新型コロナウイルス感染症への対応	基本報酬の0.1%の加算 ※令和3年4月から9月末まで				

3. 施設利用料

項 目	利 用 料
食 費 (昼食・おやつ)	・820円/日 (昼食720円 おやつ100円)
特別な食費	・利用者の希望による特別な食事代
	・行事食の追加的費用
日用品費	・ご希望により日常生活に必要なものを実費でいただきます。
	・おむつ(テープ止め小さめLタイプ 80円, はくパンツ 60~70円, 尿とりパッド 20円)
教養娯楽費	・レクリエーション等の材料費 100円/日
その他の費用	・講師を招いて実施する各種クラブの活動費用(希望者のみ) (陶芸, 書道, ふれあい喫茶, ふれあい居酒屋など)

介護老人保健施設うらら